

鴻巣都市計画道路 3・4・4 号生出塚新御成橋線

都市計画変更（原案）説明会 開催結果について

1. 開催日時、場所、参加者

日	時間帯	会場	参加者
令和 7 年 8 月 29 日（金）	19：00～20：00	クレア鴻巣	17 名
令和 7 年 8 月 30 日（土）	10：00～11：00		26 名

合計 43 名

2. 説明内容

- （１） 都市計画道路生出塚新御成橋線の概要
- （２） 都市計画の方針・変更理由
- （３） 都市計画変更（原案）の内容
- （４） 今後の予定

※詳細内容は説明資料をご覧ください。

3. 質疑応答の概要

【事業計画に関すること】

Q：変更理由として社会状況の変化という説明があったが、上尾バイパス（上尾道路（Ⅱ期））の整備に伴い都市計画道路を広げる必要があるように思えたが、そうなのか。

A：主な社会状況の変化として、県道東松山鴻巣線の 4 車線化事業や、上尾バイパス（上尾道路（Ⅱ期））の 4 車線整備が進められております。

また、現在の道路幅員 16m が都市計画決定された頃の昭和 40 年代の自動車交通量が約 3,000 台であったの対し、平成 27 年には約 12,000 台、令和 7 年度の交通量調査では約 12,000～13,000 台と交通量が大きく変化したことも社会状況の変化の一つです。

Q：地域の環境影響について専門家の意見を聞くのか。市の都市計画課としっかり協議してほしい。

A：当該都市計画道路の変更は、環境影響評価の対象外のため、実施しておりませんが、農業振興地域農用地が存在するため、農用地の取扱いについて、県や市の農政部局と協議しております。

（鴻巣市都市計画課 回答）

都市計画の変更について県と協議しています。都市計画手続きの進捗にあわせ、その都度、協議調整していきます。

Q：県道東松山鴻巣線の通学路に旗振りのボランティアの方が立っているが、拡幅後はどうなるのか。

A：当該都市計画道路は通学路には指定されておりませんが、通学児童の安全対策について、今後、地元の意見を伺いながら鴻巣市や警察等との協議の中で検討します。

Q：当該都市計画道路と上尾バイパス（上尾道路（Ⅱ期））が交差する地点から 50m～100m くらいの範囲で、騒音や振動の調査を行っているのか。

A：当該都市計画道路の変更は、環境影響評価の対象外のため、騒音や振動の調査は実施しておりません。

【道路設計に関すること】

Q：中央分離帯ができるのか。中央分離帯に開口部を設けることは可能か。なのはな通りとの交差点に右折帯はできるのか。

A：標準横断図のとおり中央分離帯を計画しており、開口部は設けません。なのはな通りとの交差点に右折帯を計画しています。

Q：現況からどのように拡幅されるのか。

A：現在の県道東松山鴻巣線の北側に拡幅する計画です。上尾バイパス（上尾道路（Ⅱ期））のとの接続付近は北側と南側に拡幅します。

Q：4車線にするとのことだが、具体的な交通量は把握しているのか。

A：現在の道路幅員 16mが都市計画決定された頃の昭和 40 年代の自動車交通量が約 3,000 台であったの対し、平成 27 年には約 12,000 台、令和 7 年度の交通量調査では約 12,000～13,000 台と交通量が大きく変化しています。また、将来交通量推計では、令和 22 年時点の交通量が約 20,000 台と推計されており、4車線での整備が必要となります。

Q：上尾バイパス（上尾道路（Ⅱ期））との交差部は高速のインターチェンジのようなランプ形状になるのか。

A：当該都市計画道路と上尾バイパス（上尾道路（Ⅱ期））との交差点は平面交差になり、インターチェンジのようなランプ形状ではありません。

【スケジュールに関すること】

Q：事業の説明は今後個人ごとにしてもらえるのか。説明の時期は。

A：都市計画変更後には、改めて道路事業の説明会を予定しております。説明会以降に希望に応じて個別に説明や相談に応じていきます。道路事業の説明会は、令和 8 年度以降を予定しています。

Q：上尾バイパス（上尾道路（Ⅱ期））と当該都市計画道路ではどちらが先に完成するのか。

A：上尾バイパス（上尾道路（Ⅱ期））は既に事業化され、用地取得や工事が進められておりますことから、当該都市計画道路よりも上尾バイパス（上尾道路（Ⅱ期））が先に供用開始する見込みです。

Q：この都市計画道路の着工はいつか。完成はいつか。

A：都市計画変更後には、改めて、道路事業の説明会を予定しており、その中で今後の事業の進め方等の説明をさせていただきます。

【用地補償に関すること】

Q：都市計画道路の計画に我が家がかかっているが、立ち退きとなるのか。現況から用地買収して拡幅するのか。

A：都市計画道路として必要な範囲を示しています。都市計画が変更され事業化した際には、道路用地として取得させていただく必要がありますことからその際には改めて用地補償等についてご説明させていただきます。

【その他】

Q：令和元年に北本県土整備事務所に当該路線が4車線になるのか尋ねたが、4車線の計画はないとの回答であった。数年程度で事業計画が変更されるのはおかしいのではないか。

A：令和元年当時の当事務所からの回答とは異なり申し訳ありません。都市計画変更の説明は今回がはじめてとなります。

Q：航空写真が古い。最新の航空写真を使用し、きちんとした説明資料とすべきである。

A：航空写真が古く申し訳ありません。HPに掲載する説明資料には最新の令和3年時点の航空写真を用いて掲載しております。